令和6年度天草市建設工事入札参加者資格審查格付基準

第1 趣旨

この基準は、天草市工事入札参加者資格審査格付要綱第3条第2項に規定する格付の基準に 関し必要な事項を定めるものとする。

第2 格付対象業種

格付の対象業種は、土木一式工事、建築一式工事、舗装工事、電気工事、管工事、水道施設 工事、法面工事の7業種とする。

第3 用語の意義

この基準において、次に掲げる用語の意義は、当該各項に定めるところによる。

(7) 客観点

建設業法(昭和24年法律第100号。以下「法」という。)第27条の23に規定する経営事項審査結果を用い、次により算出した点数

ш,	1. XHEARING TO THE COMMON					
7	人札参加資格者の区分	算出方法				
1	天草市内に主たる営	法第27条の23に規定する経営事項審査結果における総合				
	業所を有する者	評定値とする。				
2	天草市外に主たる営	法に規定する経営事項審査における審査項目のうち、経営規				
	業所を有し、天草市内	模(X1)、技術力(Z)の算定において、建設業の業種別完成				
	に入札及び契約に関	工事高、業種別技術職員数及び業種別元請完成工事高につい				
	する権限を委任して	て、市内営業所分以外の値に 0.3 を乗じた値と、市内営業所				
	いる営業所(以下、「市	分の値を加えた数値(少数点以下切り捨て)にて算出する。				
	内営業所」という。)					
	を有する者					

(イ) 主観点

第5に規定する技術事項等評価項目及び数値基準により算出した技術事項等評価点数

(ウ) 総合点数

客観点と主観点を合計した点数

第4 格付の方法

- 1 令和5・6年度の2ヵ年有効な天草市工事入札参加資格を有しているもの
- (1)総合点数の基準

格付に当たっては、令和5・6年度天草市工事入札参加者資格認定時(以下「令和5・6年度資格認定時」という。)に算出した客観点を、直近の経営事項審査結果より算出した客観点と入れ替え、第4の1(2)に規定する主観点を加えた総合点数に応じて、下表3「等級格付表」に基づき、それぞれの等級に格付するものとする。

各有資格者の格付は、次の要件を満たす業種について対象とする。

(7) 直近の経営事項審査結果通知書において、完成工事高の年平均の欄に工事実績があること。

(イ)業種に対応する資格を持った技術職員を有すること。

営業所に委任する場合については、当該営業所に技術職員の配置がなされていること。 なお、前回格付された等級から2等級以上上昇する場合は、1等級までに止めるものとする。 また、前回格付を受けていない業種、又は前回格付を受けていない者については、最も下 位の等級に格付するものとする。

(2) 主観点

主観点は、令和5・6年度資格認定時のものを変更しない。ただし、熊本県「建設業者の合併等に係る総合点数の算定に関する特例要領」による加算がある場合は随時見直す。

2 令和6年度から有効な天草市工事入札参加資格を有する者

(1) 総合点数の基準

格付に当たっては、第3(ア)に規定する客観点に、第3(イ)に規定する主観点を加えた総合点数を算出のうえ、下表3「等級格付表」の最も下位の等級に格付するものとする。

各有資格者の格付は、次の要件を満たす業種について対象とする。

- (7) 直近の経営事項審査結果通知書において、完成工事高の年平均の欄に工事実績があること。
- (4)業種に対応する資格を持った技術職員を有すること。

営業所に委任する場合については、当該営業所に技術職員の配置がなされていること。

3 等級格付表

格付対象業種における等級区分は次表のとおりとし、各等級の構成数は10者以上とする。 等級内構成数が10者に満たない場合は下位より繰り上げ、下限の点数は当該等級最下位事 業者の総合点数とし、直近下位の上限点数にも反映させるものとする。

なお、各等級の下限の点数が同点の事業者が複数ある場合は、客観点が高い方を上位とする。

等級	土木一式 エ 事	建築一式 工 事	電気工事	管工事	舗装工事	水道施設 エ 事	法面工事
А	1195 点以上	1143 点以上	1159 点以上	1083 点以上	1141 点以上	1071 点以上	1126 点以上
В	1195 点未満	1143 点未満	1159 点未満	1083 点未満	1141 点未満	1071 点未満	1126 点未満
В	1020 点以上	938 点以上	791 点以上	835 点以上	822 点以上	885 点以上	933 点以上
	1020 点未満	938 点未満	791 点未満	835 点未満	822 点未満	885 点未満	933 点未満
С	871 点以上	841 点以上					
D	871 点未満	841 点未満					
U							

第5. 天草市技術事項等評価項目及び数値基準について

(1) 資格審査格付する全ての業種(土木一式工事・建築一式工事・管工事・電気工事・舗装工事・水道施設工事・法面工事)を対象とする事項

	事項区分	基準区分	点数	備考
	天草市発注工事の種	請負額 250 万円以上の工事が	(平均点-65)× 6	※点数が負の
エ	類別平均工事成績	ある業者		数値の場合は
事	(令和元年 1 月~令			減点となる。
成	和5年12月まで)	 請負額 250 万円未満のみ及び	加点なし	(小数点以下
績		 工事実績がない業者		切り捨て)
	天草市発注工事優	工事成績 85 点以上	1件につき20点	1年につき1件
	良工事状況(令和 4			について評価
	年1月~令和5年12	 工事成績 80 点以上 85 点未満	1 件につき 10 点	する。
	月まで)	工争队限 00 点以工 00 点不何		
	 天草市発注工事粗	 工事成績 65 点未満		
	雑工事状況	- 4-1804X 00 11(1)(1)	· 11 = 7 = 2 /m	
	(令和 4 年 1 月~令			
	和5年12月まで)			
信	信用の度合	令和 4 年 1 月~令和 5 年 12	1月当たり△20点	1月未満の端数
用		月までの間における天草市		は1月で算定す
		単独の指名停止		る。
	住民の雇用の状況	天草市に住民登録をしてい	1人につき5点	最高 15 人まで
		る者を令和2年12月31日以		とする。
		前から継続雇用		
	女性住民の新規雇	天草市に住民登録をしてい	1人につき5点	
	用状況	る女性を令和3年1月1日か		
		ら令和4年12月31日までの		
		間に新規に採用し継続雇用		
社	若年者住民の新規	天草市に住民登録をしている	1 人につき 5 点	
会	雇用の状況	採用時年齢が35歳以下の若年		
的		者を令和3年1月1日から令和		
貢		4年12月31日までの間に新規		
献	***	に採用し継続雇用	1 11-24-5	
度	新卒者住民の新規	天草市に住民登録している	1 人につき 5 点	
	雇用の状況	学校教育法に規定する学校		
		又は専修学校を令和2年度か		
		ら令和4年度までの間に卒業		

		した者を継続雇用		
	障がい者の雇用の	「障害者の雇用の促進等に	1 人以上雇用してい	
	状況	関する法律」に基づく法定雇	る場合 5 点	
		用率の適用に関係なく、天草		
		市住民である障がい者を令和		
		5年12月31日現在2カ年間		
		以上継続雇用		
	保護観察対象者の	「更生保護法」に規定する天	1 人以上雇用してい	
	雇用の状況	草市住民である保護観察対	る場合 5 点	
		象者を令和5年12月31日現		
		在2カ年間以上継続雇用		
	消防団員の雇用の	天草市消防団員を令和5年12	1 人につき 5 点	
	状況	月 31 日現在 2 カ年間以上継		
		続雇用		
	消防団協力事務所	天草市と消防団協力事務所		社団法人団体
	の締結状況	として締結している場合	10 点	に加入し、その
	(令和5年12月31		TO JAC	団体が締結し
	日現在)			ている場合に
	防災協定の締結状	天草市と防災協定を締結し		は加点対象と
	況(令和5年12月	ている場合	10 点	する。
	31 日現在)			
	天草市管内でのボラ	令和4年及び令和5年の各年		
	ンティア活動の状況	とも活動実績がある場合	5 点	
			7.11	
	天草市内での営業	25 年以上	40 点	
	年数状況(令和5年	10 年以上 25 年未満	30 点	
	12月31日現在)	5年以上 10年未満	20 点	
		1年以上 5年未満	10 点	
		1 年未満	0 点	
	格付けする各業種	5件以上	10 点	小数点以下四
	工事における災害	3件以上 5件未満	7 点	捨五入
	復旧工事の受注状 況	1件以上 3件未満	3 点	
	※ 1	工事なし	0 点	
そ	令和5年12月31日		第3(7)に規定	
の	における職員総数	職員総数×当該業種平均工事	完成工事高/全業種平	した算出方法に
他		均完成工事高(50点まで)	より算出した数	
ים				値を用いるもの

			とする。
審査基準日(決算	日)以降の技術者の増減に応じ経営事	(9/30 時点の Z1	※点数が負の
項審査の総合評定	値影響分を補正	一経審時の Z1)	値の場合は派
		×0.8×0.25	となる。
平成 30 年 4 月 1	①合併等の日の前日における技術者を		※熊本県が領
日以降に合併特	半数以上承継する場合		した「建設事
例措置認定が行	企業合併等の日から 3 年を経過する	天草市の技術点の	者の合併等に
われた者	日が属する年度の翌年度の5月31日ま	10%を加算	る総合点数の
	で		定に関する特
	②合併等の日の前日における技術者を		要領」を準月
	1 人以上半数未満承継する場合		る。
	企業合併等の日から 3 年を経過する日	天草市の技術点の	
	が属する年度の翌年度の5月31日まで	5%を加算	

※1 格付適用年度の直前の2ヵ年平均の災害復旧工事の受注件数とする。

災害復旧工事とは、天草市が発注する災害復旧工事(公共土木施設災害復旧工事、農林 水産施設災害復旧工事等)のことをいう。

(2) 資格審査格付する業種別で対象とする事項

(7) 管工事のみ加点対象事項

	事項区分	基準区分	点数	備考
	天草市水道局	天草市水道局指定給水装置工事の		
	指定給水装置	指定業者	20 点	
	工事の指定の	(給水装置主任技術者を有する事業者)	20 無	
	状況			
	浄化槽管理士	浄化槽法に基づく、浄化槽管理士資格		
	の状況	試験の合格者もしくは浄化槽管理士講	1 人につき 7 点	
		習修了者の国家資格		
	浄化槽設備士	公益財団法人日本環境整備教育センタ		
	の状況	一が行う浄化槽設備士資格試験の合格	1人につき7点	
		者もしくは浄化槽設備士講習修了者の		
		国家資格		
	1級配管技能	職業能力開発促進法の規定に基づく 1		
	士の状況	級配管技能士配管に関する学科及び実	1人につき7点	
		技試験に合格した国家資格者		1人の職員につ
施	2 級配管技能士	職業能力開発促進法の規定に基づく 2		き技能者とし
エ	の状況	級配管技能士配管に関する学科及び実	1人につき3点	て申請できる
技		技試験に合格した国家資格者		のは3技能ま
術	1 級空気調和設	職業能力開発促進法の規定に基づく 1		でとする。
•	備配管・冷凍空	級空気調和設備配管・冷凍空気調和機		※ 同一の技能
技	気調和機器施工	器施工技能士の冷凍空気調和機器施工	1人につき7点	項目で1級・2
能	技能士の状況	に関する学科及び実技試験に合格した		級を重複でき
		国家資格者		ない。
	2 級空気調和設	職業能力開発促進法の規定に基づく 2		
	備配管・冷凍空	級空気調和設備配管・冷凍空気調和機		
	気調和機器施工	器施工技能士の冷凍空気調和機器施工	1 人につき 3 点	
	技能士の状況	に関する学科及び実技試験に合格した		
		国家資格者		
	1 級給排水衛生	職業能力開発促進法の規定に基づく 1		
	施設配管技能士	級給排水衛生施設配管技能士配管に関	1人につき7点	
	の状況	する学科及び実技試験に合格した国家	. , (1 = 2 = 7)	
		資格者		
	2 級給排水衛生	職業能力開発促進法の規定に基づく 2		
	施設配管技能士	級給排水衛生施設配管技能士配管に関	1人につき3点	
	の状況	する学科及び実技試験に合格した国家		
		資格者		

(イ) 舗装工事のみ加点対象項目

		対象建機	規格	点数	備考	
		アスファルト フィニッシャー	舗装幅1.4m以上	20 点	※同建機を複数 所有していても	
	令和6年1月 1日現在の舗 装用建	① マカダム ローラー	質量10t以上	10 点	加点対象は1機のみとする。 なお、天草市	
	機の保有状況	② タイヤ ローラー	質量 8 トン以上 公道自走式	10 点	以外が発行した 償却資産台帳に 記載された建機 については、	
		モーター ③ グレーダー	ブレード幅 3. 1 m以上 公道自走式	10 点	0.30を乗じた点数とする。	
		有している者のみ	に加点する。			
			【確認事項】			
		1 自社が所有する	る場合 する償却資産台帳1	に包載されていてこ		
		- 川町町が光11 と。	ソ の 頃 却 貝 庄 口 喊 に	こ記載でれているこ		
		こ。 2 リース契約の ^均	易合			
				ス取引に関する会計		
		- 基準」及び「リ-	-ス取引に関する会	計基準の適用指針」		
		に基づくファイフ	トンス・リース取引	に該当する契約であ		
		ること。				
		3 子会社が所有で	する場合			
	・市町村が発行する償却資産台帳に記載されていること。					
		なお、公道自走式の場合、令和6年1月1日現在で有効				
		な車検を受けてい	いること。			
				規則第3条第1項及		
		び第3項第1号~	~第3号に規定する	子会社であること。		

(ウ)水道施設工事のみ加点対象項目

	事項区分	基準区分	点数	備考
	天 草 市 水 道 局 氷 装 面 光 事 の 状 定の状況	天草市水道局指定給水装置工事の 指定業者 (給水装置主任技術者を有する事業者)	20 点	
		職業能力開発促進法(昭和 44 年法律第 64号)の規定に基づく1級配管技能士	1人につき5点	
		職業能力開発促進法(昭和 44 年法律第64号)の規定に基づく2級配管技能士	1人につき3点	
		職業能力開発促進法(昭和 44 年法律第64号)の規定に基づく3級配管技能士	1人につき1点	
施工	-l. * +\- =n	(公社)日本水道協会の配水管技能者登 録証(一般継手・耐震継手)を有する者	1人につき3点	
技能	水工け技能とお管数の状況	(公財)給水工事技術振興財団が主催する給水装置工事配管技能者検定会を受講し、合格者証を受けている者、又は「給水装置工事配管技能者認定証」を有する者、又は「給水装置工事配管技能者講習会修了者証」を有する者	1 人につき 3 点	1人の職員につ き技能者とし て申請できる
		(公社)日本水道協会に「耐震登録」している配水管技能者であり、かつ(一社)日本ダクタイル鉄管協会が実施する配管技能に係る講義を受講し、修了証を受けている者【参考】 1. NS形ダクタイル鋳鉄管(φ450mm以下)2. NS形ダクタイル鋳鉄管(φ500mm以上)	1人つき3点	のは 2 技能までとする。

	(公社)日本水道協会に「耐震登録」し		
	ている配水管技能者であり、かつ配水用		
	ポリエチレンパイプシステム協会主催		
	の水道配水用ポリエチレン管(配水管)	4 1 - + 0 -	
	施工講習会(旧水道用ポリエチレンパイ	1人つき3点	
	プシステム研究会及び配水用ポリエチ		
	レン管協会主催の講習会を含む)を修了		
	した技能者。		
1			1

(エ)とび・土工・コンクリート工事における「法面工事」のみ加点対象項目

	(1)とい・エエ・コンノケート工事にも517 多「広面工事」の67加点対象項目						
	事項区分 基準区分		点数	備考			
		一般社団法人 全	:国特定法面保護協				
		会が実施するの	り面施工技術者資	1 人につき 5 点			
施	法面工事の	格試験の合格者で	である、のり面施工				
エ	技術者及び	技術者証の資格詞	忍定技術者				
技	技能者の状	一般社団法人 全	:国特定法面保護協				
能	況	会が実施するの	り面ノズルマン技	1 人につき 5 点			
		能認定試験の合権	各者である、のり面	一人につきり点			
		ノズルマン技能を	当				
		対象建機	規格	点数	備考		
	令和 6 年 1				※同建機を複 数所有してい ても加点対象 は1機のみと		
その他	月1日現在 の、法面工 事吹き付け 用建機の保	モルタル・コン ク リート吹付 機		30 点	する。 なお、天草市 以外が発行し た償却資産台		
	有状況	が	ミナザリ		に しませい には、0.30 を乗じた 点数とする。		

(3) その他

① 公共工事(国、地方公共団体、公団等発注の元請工事)の完成工事高

区 分	点 数
100百万円以上	6 0 点

10百万円以上	100百万円未満	4 0 点
10百万円未満		2 0 点
工事なし		O点

※2年間平均の公共工事完成工事高に応じ算定する。

ただし、格付の適用年度の前々年度の経営事項審査未受業者は直前の営業年度(1年分)における完成工事高により評価する。また、天草市外に主たる営業所を有し、市内に入札契約に係る権限を委任された営業所を有するものは、当該営業所の工事完成高にそれ以外の営業所の工事完成高に 0.30 を乗じて得た工事完成高を加えた額に応じて算定する。

- ② 格付する各業種工事における完成工事高・完成工事比率(土木一式工事・建築一式工事・電気工事・管工事・舗装工事・水道施設工事・法面工事)
 - (7) 各業種工事の平均完成工事高

区 分	点 数
100百万円以上	5 0 点
10百万円以上 100百万円未満	3 0 点
10百万円未満	1 0 点
工事なし	O 点

※格付適用年度の前年度の経営事項審査における各業種工事の平均完成工事高により算定する。

ただし、格付の適用年度の前々年度の経営事項審査未受業者は直前の営業年度(1年分)における完成工事高により評価する。また、天草市外に主たる営業所を有し、市内に入札契約に係る権限を委任された営業所を有するものは、当該営業所の工事完成高にそれ以外の営業所の工事完成高に0.30を乗じて得た工事完成高を加えた額に応じて算定する。

(イ) 平均工事完成高の合計に占める各業種工事の平均完成工事高の比率

	区 分	点 数
90%以上		9 0 点
80%以上	90%未満	80点
70%以上	80%未満	7 0 点
60%以上	70%未満	6 0 点
50%以上	60%未満	5 0 点
40%以上	50%未満	4 0 点
3 0 %以上	40%未満	3 0 点
20%以上	3 0 %未満	20点
10%以上	20%未満	1 0 点
10%未満		O点